

1 単元名 わたしたちの暮らしと経済

2 目標

社会事象への関心・意欲・態度	身近で具体的な事例をとおして、経済活動がわたしたちの生活と密接なかかわりがあることに気付き、そのしくみやはたらきについて意欲的に追究し、考えようとしている。
社会的な思考・判断	身近で具体的な事例をとおして、経済活動における選択について、消費者・生産者など、様々な立場から多面的・多角的に考え、公正に判断することができる。
資料活用の技能・表現	個人の消費生活や企業の経済活動について、様々な情報手段を用いて資料を集め、自分の考えをまとめたり、分かりやすく発言や発表を行ったりすることができる。
社会事象についての知識・理解	消費生活を中心に経済活動の意義を理解するとともに、市場経済の基本的な考え方や現代の生産の仕組みのあらましについて、理解することができる。

3 指導にあたって

(1) 教材観

公民的分野の経済領域では、暮らしと密着した題材が多く、生徒にとっても身近な問題としてとらえやすい単元である。その反面、経済のメカニズムなどについて系統だった理解がしにくいという側面ももち合わせている。本単元では、経済を動かす柱として消費・流通・生産・財政の4つの要素を項立てしてある。単元全体を通し、この4つの要素がどのように関わり合いながら、経済の流れが生まれるかを整理しつつ、その中での家計・企業・政府、さらには貯蓄・貨幣・価格・租税などの役割や仕組みについて、系統立てて理解させていきたい。

(2) 生徒観

明るく素直な生徒が多いが、日々の学習においては、教師から指示されたり、提示されたりしたことを覚えることを中心とした、どちらかという受け身の学習態度である。昨年度は、自己表現力の向上を図るために、討論的な活動を多く取り入れた授業を実践した成果がみられ、自分の考えを相手に分かりやすく伝えようとする生徒が少しずつ増えてきている。

生徒は、日々の社会生活の中で、消費活動を通して経済社会とのかかわりを経験している。しかし、自分たちの経済活動がどのような社会全体の経済システムやルールの下で行われているかを意識し、理解する機会はまれである。

本単元の学習内容に対する実態は以下のようになっている。

<p>1 次のうち、契約が結ばれたのはどれだと思いますか。あてはまるものすべて選びましょう。</p> <p>ア コンビニでお弁当を買う・・・10人 イ クレジットカードで服を買う・・・19人</p> <p>ウ 本を予約する・・・17人 エ 欲しいCDを視聴コーナーで聴く・・・1人</p> <p>オ 電車に乗るために切符を買う・14人 カ 店でシャンプーの試供品をもらう・・・1人</p> <p>キ 携帯でピザを注文する・・・18人 ク インターネットのオークションで落札する・・・19人</p> <p>2 友達から「ある物」を買った後、家に帰ると、お母さんが「友達から買ったある物と同じ物」を買ってくれていました。同じ物は必要ないので友達に「ある物」を返して、支払ったお金を返してもらおうと思っていますが、お金は返してもらえますか。</p> <p>ア お金を返してもらえない・・・12人</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>・契約までにはいたっていない</td> <td>・友達だから</td> </tr> <tr> <td>・店ではないから</td> <td>・それほど時間が経っていないから</td> </tr> </table> <p>イ お金は返してもらえない・・・10人</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>・一度契約したら取り消せないから</td> <td>・買ってしまったから</td> </tr> <tr> <td>・一方的な都合で取り消せないから</td> <td></td> </tr> </table> <p>3 「クーリング＝オフ」という制度を知っていますか。</p>	・契約までにはいたっていない	・友達だから	・店ではないから	・それほど時間が経っていないから	・一度契約したら取り消せないから	・買ってしまったから	・一方的な都合で取り消せないから	
・契約までにはいたっていない	・友達だから							
・店ではないから	・それほど時間が経っていないから							
・一度契約したら取り消せないから	・買ってしまったから							
・一方的な都合で取り消せないから								

ア	聞いたことはある・・・12人	イ	聞いたこともない・・・5人
ウ	内容もわかっている・・・5人		
・一度契約しても、一定期間内（7日、8日、10日）ならば返品して、お金を返してもら える制度			
4	悪質な商法から身を守るために気をつけなければならないことは、どんなことだと思いますか。（複数回答可）		
ア	勧誘はすべて断る・・・8人	イ	よく考えてから物を買う・・・16人
ウ	面白半分に携帯やパソコンで遊ばない・・・9人	エ	名前や住所を安易に教えない・・・18人
オ	まわりの人に相談する・・・4名		
5	携帯電話に着信したメールに記載されているアドレスをクリックしたところ、突然利用料金を請求されてしまいました。あなたならどうしますか。		
ア	請求された料金を支払う・・・1人	イ	無視する・・・8人
ウ	請求もとの会社に問い合わせる・・・5人	エ	身近な人に相談する・・・11人
オ	警察に通報する・・・2人	カ	消費生活センター等の機関に相談する・・・6人
キ	その他・・・0		

「買う」という日常的な経済活動が「契約」ではないのだろうか、と何となく分かっている生徒が多いことがうかがえる。ただし、インターネットでの落札やカードでの買い物、電話でのピザの注文など、買う約束をして後で代金を支払うことを「契約」ととらえている生徒が多いようである。

クーリング＝オフについては、22人中17人が、聞いたことはある、または内容も分かっていると答えている。内容も分かっていると答えた生徒については、一定期間内での返品等、ある程度正確に分かっているようなので、これらの生徒の意見を取り上げながら学習を進め、さらには、どのような場合にクーリング＝オフが適用できるのかなどについてもつかませるようにしたい。

悪質な商法から身を守る手段やワンクリック詐欺への対処法については、普段身の回りの人から注意されたり、耳にしたりしたことがあるようで、ほとんどの生徒が被害に遭わないための対処法を知っていた。万が一被害に遭ってしまった場合は、どのような機関や人に相談すればよいのかも知らせるようにしたい。

(3) 指導観

学習指導要領では、小学校3年の時の地域の産業学習の中で、商品の消費や販売のようすを学習するが、それ以降は、経済に関する学習は特には設定されておらず、現在に至っている。しかし、生徒は実生活の中で消費活動を通して経済社会とのかかわりを経験しているので、生徒の身近な社会生活とのかかわりから学習を出発させ興味・関心を高めるようにしたい。同時に、自分と社会とのかかわりを客観的に捉え直し、消費活動についての理解を深めさせ、経済についての方や考え方を形成するための基本的な概念や考え方を身に付けさせたい。

そこで本時では、生徒にとって身近な消費活動の事例を取り上げることによって、話し合い活動が主体的に行われるようにしたい。また、契約書を実際に作成するという体験的な活動を取り入れることによって、契約について実感を伴った理解がされるようにしたい。そして、契約が成立する要件、つまり、売る意思と買う意思が合致すると契約は成立するということ、つまり、口約束だけでも契約は成立し、それを守らなければならない法的な責任が生じるということをしつかりととらえさせ、今後の自分自身の生活に生かせるようにしたい。

4 指導計画と評価規準（16時間取り扱い）

時	主な学習活動・内容	規準観点				評価規準
		関	思	技	知	
1	身近なことから、生活と経済の関係、経済活動における選択について考える。	○	◎			それぞれの場所に、ハンバーガーショップを出店した場合のプラス面・マイナス面を、2つの資料を関連づけて考え、結論を出すことができる。
②	日常行っている物の売買をもとに、	◎			○	日常行っている商品の売買をもとに、

本時	契約成立の条件を考える。					進んで契約について考えようとしている。
3	一方の当事者が契約の解消を望む状況になったとき、契約が解消できるかどうかを考える。		◎	○		契約を解消できる、できないを決定する基本的な考え方をまとめることができる。
4	消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合の契約を解消するための仕組みを調べる。		○		◎	消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合、後に契約を解消できる仕組みをつくるなど、国や地方公共団体が消費者を保護するための施策を実施していることを理解することができる。
5	アーチェリー玩具の裁判の行方を考え、消費者の権利を守るための法律について調べる。		○		◎	製造物責任法は、消費者を守る権利であり、企業はより消費者への配慮を行うようになったことがわかる。
6	さまざまな商品の流通経路に関心をもち、流通の仕事について理解する。		◎		○	流通に携わる業者の役割や、流通業者が抱えている合理化の課題について考えることができる。
7	企業の目的から資本主義経済の大まかな特徴を理解する。	○			◎	企業の目的から資本主義経済の大まかな特徴を理解することができる。
8	市場経済の基本的な考え方について、身近で具体的な事例を通して理解する。			◎	○	写真とグラフ、事例カードから需要と供給と価格の関係を読み取り、商品の価格の決め方を説明できる。
9	独占価格の影響や公共料金が設けられている理由を考える。	○	◎			価格がシグナルの役割をしていることを理解し、独占価格の影響や公共料金が設けられている理由を考えることができる。
10	金融のはたらきと役割を、カードや金融機関の利用を通して理解する。			○	◎	金融のはたらきと役割を、カードや金融機関の利用を通して理解することができる。
11	労働組合の必要性について理解する。	○			◎	労働組合の必要性について理解することができる。
12	身近な事例を通して、社会資本の整備を国や地方公共団体がやっていることに気づき、政府が果たしている経済的な役割を考える。	◎	○			租税が私たちの暮らしにどのような役割を果たしているかについての関心をもつことができる。
13	財政のはたらきを理解するとともに、資料の読み取りを通して財政の課題について考える。		○	◎		租税や財政についての話し合い、社会保障に関するロールプレイの学習を通して、国や地方公共団体が果たしている経済的な役割について説明することができる。
14	社会保障の基本的な考え方と日本の社会保障制度の概略を理解する。			○	◎	国民生活と福祉の向上を図るため、国や地方公共団体が果たしていることについてあらしを理解し、それらが果たしている経済的な役割について説明することができる。
15	公害の発生の原因にはさまざまなものがあることを理解する。	○			◎	公害の発生の原因には、さまざまなものがあることを理解することができる。
16	新聞記事等から日本経済にどのような課題があるか気づく。	○	◎			新聞記事から経済や暮らしに関する記事を探し出し、分類するとともに、日本経済の課題についてまとめることができる。

5 「私法と消費者保護」の指導の流れ（第2時～第5時）

(1) 第2時「契約とは何だろう」

ア 目標

日常行っている商品の売買をもとに契約成立の要件を考え、契約が日常的な行為であることに気づくことができる。

イ 準備・資料

・プロ野球選手の契約更新の新聞記事，ワークシート

ウ 展開

学習活動・内容	・支援の内容 □ 評価
<p>1 本時の学習課題を確認する。 契約とは何だろう。</p> <p>2 身近な消費活動の事例をもとに、どんな場合に契約が結ばれたといえるか考える。 (1) 各自，ワークシートに取り組む。 (2) グループで話し合い，発表する。 (3) どんな場合に契約が結ばれたといえるのか全体で話し合う。</p> <p>3 物の売り買いをすると想定した売買契約書を書き，発表する。 (1) 売買契約書を書く。 (2) 売買契約書の内容を発表する。</p> <p>4 どの時点で契約が成立するのか考え，話し合う。 A 契約書に印鑑を押すとき，サインしたとき。 B 双方が「売る」「買う」と合意したとき。 C 売買することが明記された日付から。</p> <p>5 本時の学習を振り返り，次時の活動をj確認する。 (1) 本時のまとめをする。 (2) 自己評価をする。 (3) 次時の学習課題を知る。</p> <p>新しい状況が生まれたとき，契約は解消できるだろうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロ野球選手の契約金など，生徒にとって馴染みのある事例を取り上げ，日常生活でも「契約」という言葉が使われていることに気づくことができるようにするとともに，学習課題をしっかりとつかめるようにする。 ・ 契約とは，売る意思と買う意思が合致したときに成立することを確認する。 ・ 日常行っている商品の売買も契約であることを確認する。 ・ 作業の手順について，混乱が起きないように説明しておき，机間指導しながら，他のグループにも参考になる内容があればクラス全体に伝えるようにする。 ・ 売るとき，買うときの契約条件を確認するよう促す。 ・ 二人一組になっているペアごとに契約内容を発表するように促す。 ・ 売買契約の要素は，目的物の特定と代金であり，この点について意思が合致すれば契約は成立し，その他の条件は付随的なものであることを確認する。 ・ できるかぎり平易な言葉を用いて，生徒の日常生活における消費活動の多くが契約であること，経済活動は契約する自由と，これに伴う責任に裏付けられていることを説明する。 ・ 自己評価カードに自己評価を記入し，本時の学習の反省をするように促す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>売る意思と買う意思が合致したときに契約が成立し，対等な立場で売り買いを行うということを約束した以上，それを守るべき責任があることがわかる。(発表，ワークシート)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成した売買契約書に，新しい状況が生まれた場合，契約が解消できるかどうかを問いかけ，次時の学習につなげるようにしたい。

(2) 第3時「契約が解消できるとき、できないとき」

ア 目 標

一方の当事者が契約の解消を望む状況になったとき、契約が解消できるかどうかを考える活動を通して、契約を解消できる、できないを決定する基本的な考え方をまとめることができる。

イ 準備・資料

- ・ワークシート、ハプニングカード、契約図式、考える視点シート

ウ 展 開

学習活動・内容	・支援の内容 □ 評価
<p>1 前時の学習を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約が成立する要件 <p>2 本時の学習課題を確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>みんなが結んだ契約に新しい状況が生まれたとき、契約は解消できるだろうか。</p> </div> <p>3 契約が解消できる、できない場合及びその理由を話し合う。</p> <p>A 同じ物を他店で安く売っていたことが分かったとき。</p> <p>B 家に帰ったら母が同じものを買っていてくれたことが分かったとき。</p> <p>C ブランド品と言われて買ったら偽物だと分かったとき。</p> <p>D 商品の代金を支払ったのに、品物を渡してくれないとき。</p> <p>4 契約を解消できる、できないを決めている考え方について話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成立＝有効に成立した契約は、原則として解消できない。 ・ 解消＝意思が不完全な場合などには、契約を解消することができる。 <p>5 本時の学習を振り返り、次時の活動を確認する。</p> <p>(1) 本時のまとめをする。</p> <p>(2) 自己評価をする。</p> <p>(3) 次時の学習課題を知る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>また別の状況が生まれたとき、契約は解消できるだろうか。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前時の学習を振り返り、契約が成立するのは、売る意思と買う意思が合致したときであることを確認する。 ・ 前時に作成した契約書を返却しておき、もし、その契約に新しい状況が生まれた場合、契約が解消できるかどうかを考えることが本時の学習課題であることを確認する。 ・ 4人1組のグループを作り、A～Dの新しい状況のうち、一つずつを選択してグループの中で発表し合い、それぞれの状況について、解消できるかできないか、また、その理由を検討する。 ・ 机間指導を適宜行い、話し合いをスムーズに進めることができるようにする。 ・ 「考える視点シート」を用意し、焦点をしばった話し合いができるようにする。 ・ 契約図式により、視覚的な理解を促すようにする。 ・ 契約が解消できない、できる事例を契約の成立図式を使って再度確認し、契約の原則である民法の基本原則を確認する。 ・ 契約自由の原則を支えるものとして市民社会の常識（みんなで暮らすためのきまりである「民法」）があることに言及するようにする。 ・ 契約の原則は、私たちが暮らす社会の常識と同じ原則であることを確認する。 ・ 自己評価カードに自己評価を記入し、本時の学習の反省を促すようにする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>契約が成立した場合には、原則として契約は解消できないが、売る意思又は買う意思が不完全な場合には契約を解消できることを理解することができる。（発表、ワークシート）</p> </div>

(3) 第4時「契約が解消できる特別な場合」

ア 目標

消費者契約法の適用がある特殊な契約が解消できるかどうかを考える活動を通して、消費生活にさまざまな悪質商法が入り込んでいる事実をつかみ、消費者の権利を守る上でどのような救済方法があるかを理解するとともに、悪質な商法の被害に遭わないための対処法を身につけることができる。

イ 準備・資料

・キャッチセールスの寸劇の台詞、ワークシート、消費生活センターのパンフレット

ウ 展開

学習活動・内容	支援の内容 □ 評価
<p>1 キャッチセールスの事例についての寸劇を観る。</p> <p>2 本時の学習課題を確認する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 特別な商法における契約が、解消できるかできないかを考えよう。 </div></p> <p>3 キャッチセールスの事例について話し合う。 ・ 学生は、どの場面でくいとめていれば20万円を支払わずに済んだのか ・ 正式な契約になったのは、どの場面か ・ この契約は解消できるか、できないか（理由も）</p> <p>4 クーリングオフについて調べる。 ・ クーリングオフできる商品、できない商品及びその期間 ・ クーリングオフの具体的な方法</p> <p>5 ロールプレイングをすることによって、悪質な商法への対処方法を考える。</p> <p>6 本時の学習を振り返り、次時の活動を確認する。 (1) 本時のまとめをする。 (2) 自己評価をする。 (3) 次時の学習課題を知る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> クーリングオフのほかに消費者を守る法律や制度を調べてみよう。 </div></p>	<p>・ ビデオを視聴し、本時の学習への興味・関心を高めるとともに、本時の学習課題がしっかりとつかめるようにする。</p> <p>・ 事例をもとに、特別な条件のもとで結ばれた契約について考えていくことを確認する。</p> <p>・ 台詞を配布し、一人一人が事例について自分なりの考えをもてるようにする。</p> <p>・ 先の事例と異なり、買おうと思ったものと、実際に引き渡されたものは異なることを確認する。</p> <p>・ これまでの学習を想起するように助言し、契約とは、売る意思と買う意思が合致したときに成立することを確認する。</p> <p>・ まず、ワークシートをもとに一人一人が自分の考えを書き、その後グループで話し合ったことを、全体で発表するように促す。</p> <p>・ 契約を結ぶときに十分に与えられなかったものは何かを問いかけ、時間や情報に目が向けられるようにする。</p> <p>・ 契約をするかどうかの意思決定をするときに、正しい情報が与えられない、十分に考える時間やチャンスが与えられない場合は、特別に契約を解消できるきまり（制度）があることを知らせる。</p> <p>・ 消費生活センターから出されているパンフレット等の資料から、クーリングオフについて調べるように促す。</p> <p>・ 内容証明郵便の用紙をもとに、記入例の説明を行う。</p> <p>・ 二人一組になり、セールスマンに対する断り方をロールプレイングすることによって、悪質な商法への対処法を考えるように促す。</p> <p>・ 消費センター6か条を提示する。</p> <p>・ 自己評価カードを使って、本時の学習の反省をするように促す</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 消費生活に、さまざまな悪質商法が入り込んでいる事実をつかみ、消費者の権利を守る上でどのような救済方法があるかを理解するとともに、悪質な商法から身を守る方法を考えることができる。（発表、ワークシート） </div>

(4) 第5時「消費者の権利を守るために～PL法～」

ア 目標

製造物責任法の内容と企業に与える影響について消費者主権の立場からまとめることができる。

イ 準備・資料

- ・資料①「アーチェリー玩具裁判」、資料②「アーチェリー玩具裁判の結果」、資料③「製造物責任法」、
- 資料④「製造物責任法による変化」、資料⑤「企業への影響」、ワークシート

ウ 展開

学習活動・内容	支援の内容 □ 評価
<p>1 アーチェリー玩具の裁判の資料から気づいたこと、疑問に思うことを出し合い、学習課題をつかむ。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>アーチェリー玩具裁判での賠償請求は認められたのだろうか。</p> </div> <p>2 学習課題について、予想を立てて話し合う。 <予想される生徒の反応> ○賠償請求は認められない。 ・ おもちゃとはいえ、人に向けて撃つことがそもそもおかしいから敗訴じゃないかな。 ・ こんなことでいちいち告訴されていたら訴える人がとても増えてしまうし、企業としても新しい商品をつくりにくい。だから敗訴ではないか。 ○賠償請求は認められる。 ・ 吸盤が取れやすく、しかもその矢が尖っているのはその商品が危ないから勝訴ではないか。</p> <p>3 予想に基づいて資料を読み取り、分かったことをまとめ、話し合う。 ・ 製造物責任法によって商品の欠陥により、消費者の身体などに影響が出たとき、損害賠償を求めることができる。 ・ 消費者の落ち度による場合や誤った使い方の場合、その商品に対して賠償請求はできない。</p> <p>4 本時の学習を振り返り、わかったことをまとめる。 ・ アーチェリー玩具裁判は製造物責任法により原告の勝訴であったが、その法律の内容は消費者を守るものであり、企業は消費者に対して、より配慮をするようになった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「アーチェリー玩具裁判」の資料を提示し、気づいたこと、疑問に思うことを発表するように促す。 ・ 個人で考え、その後、グループで話し合うようにする。 ・ 予想を立てられない生徒には、告訴に至るまでの経緯や具体例を挙げるなどして予想するように促す。 ・ 裁判の行方で認める、認めないかという発言を分けて板書するようにする。 ・ グループごとに、資料②～⑤のうち調べてみたいことを選択するように促し、選択した資料をもとに、確認できたことやわかったこと、考えられることなどをワークシートに記入するよう指示する。 ・ 机間指導で指名計画を立てるとともに資料を読み取れない生徒には、助言・補足をするようにする。 ・ 製造物責任法の制定により、企業は商品の安全性の向上と消費者に向けての配慮として注意書きを詳しく書くようになったことを、具体物を示しながら補足する。 ・ 本時の学習で分かったことや、参考になった意見をワークシートに記入するように促し、数名の意見の発表からまとめるようにする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>製造物責任法の内容と企業に与える影響について消費者主権の立場からまとめることができる。 (発表, ワークシート)</p> </div>